

1 ■093■ 公判準備概説

2 ◎さらっと条文を確認しておこう。

5 ■094■ 保釈

6 ◎保釈の定義は？

8 ◎保釈制度の趣旨は？ 2つの原則を使って説明せよ。

11 ◎短答問題を利用してしながら保釈に関する条文をおさえておこう。

13 ●裁判所は、保釈を許す決定又は保釈の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を  
14 聴かなければならない。(司)

15 ●裁判所は、被告人から保釈の請求があった場合において、被告人が罪証を隠滅すると疑  
16 うに足りる相当な理由があるときは、保釈を許すことができない。(司)

17 ●殺人罪で公訴を提起され、同罪で勾留中の被告人甲が保釈を請求した場合、裁判所は、  
18 刑法 89 条による保釈を許可することはできない。(司)

19 ●傷害罪で公訴を提起され、同罪で勾留中の被告人甲が保釈を請求したが、甲に殺人罪で  
20 有期懲役刑の実刑判決を受けた前科がある場合、裁判所は、刑法 89 条による保釈を  
21 許可することはできない。(司)

22 ●傷害罪で公訴を提起され、同罪で勾留中の被告人甲が保釈を請求したが、甲に逃亡する  
23 と疑うに足りる相当な理由がある場合、裁判所は、刑法 89 条による保釈を許可する  
24 ことはできない。(司)

25 ●被害者を乙とする傷害罪で公訴を提起され、同罪で勾留中の被告人甲が保釈を請求した  
26 が、甲に乙を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由がある場合、裁判所は、  
27 刑法 89 条による保釈を許可することはできない。(司)

28 ●傷害罪で公訴を提起され、同罪で勾留中の被告人甲が保釈を請求したが、甲が定まった  
29 住居を有しない場合、裁判所は、刑法 89 条による保釈を許可することはできない。  
30 (司)

31 ●裁判所は、勾留されている被告人の保釈を許す場合、事案の性質、被告人の行状等を総  
32 合考慮して、保釈保証金の額を定めないことも許される。(プ)

33 ●裁判所は、保釈を許す場合において、被告人に対し、被害者との接触を禁止する旨の条  
34 件を付することができない。(司)

35 ●裁判所は、検察官の請求がなくても、被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当  
36 な理由があるときには、保釈を取り消すことができる。(司)

37 ●被告人に対して禁錮以上の刑に処する判決の宣告があった後は、当該被告人を保釈する  
38 ことができない。(プ)

39 ●被告人甲は、第1回公判期日後、保釈の請求をしたところ、請求が却下されたため、そ  
40 の取消しと請求認容の裁判を求めたい。この場合、抗告が可能である。(司)

41  
42 ◎勾留の基礎となっていない犯罪事実を考慮して保釈を認めるべきか判断してよい？

43  
44  
45  
46  
47  
48  
49

- 1 ●勾留中の被告人について保釈の請求があった場合、その許否を決するに当たっては、勾  
2 留状に記載された事実以外の犯罪事実を考慮してはならず、被告人の前科を考慮するこ  
3 とは許されない。(司)
- 4 ●最高裁判所の判例によれば、被告人が甲罪の事実とともに乙罪の事実について起訴さ  
5 れ、そのうち甲罪の事実についてのみ勾留状が発せられている場合、裁判所は刑事訴訟  
6 法第 90 条の裁量保釈の許否の審査をするに当たって、甲罪の事実の事案の性質や被告  
7 人の行状等を考慮するための一資料として、乙罪の事実を考慮することは許されない。  
8 (ブ)

9  
10 ◎保釈率が低い原因は？

11  
12  
13  
14 ■095■ 証拠開示の意義

15 ◎証拠開示の定義は？

16  
17 ◎公判前整理手続の規定ができる前、証拠開示に関する規定は（ ）条だけだっ  
18 た。

19  
20 ◎検察官手持ちの証拠が十分に開示されないと、どのような問題が生じる？

21  
22 ◎公判前整理手続の規定ができる前の判例の動きをおさえておこう。

23 \* 最決昭 44・4・25 の判例の意義を正確につかんでいるかな？

- 24 ・当事者に証拠開示請求権を認めたのではなくて、  
25 裁判所の（ ）権に基づく解決

26  
27  
28 ■096■ 従来型の公判準備手続

29 ■097■ 公判前・期日間整理手続①：目的

30 ■098■ 公判前・期日間整理手続②：内容

31 ◎司法制度改革審議会の意見を受けて、公判前整理手続の制度が創設され、証拠開示につ  
32 いても明文規定が増えた。従来の準備手続と、公判前整理手続の規定を、短答問題を利  
33 用しながら丁寧に確認してほしい。

34  
35 ●公判前整理手続は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことを目的と  
36 した、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備である。(司)

37 ●裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認め  
38 るときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日前に、決定で、  
39 事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付する  
40 ことができる。(司)

41 ●裁判所は、事件を公判前整理手続に付するには、検察官及び被告人又は弁護人の意見を  
42 聴かなければならず、検察官又は被告人若しくは弁護人に異議があるときは、第一回公  
43 判期日前に、決定で、同手続に付することができない。(司)

44 ●検察官は、窃盗事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、同事件を公判前  
45 整理手続に付することを裁判所に求めるには、被疑者に同手続によることについて異議  
46 がないことを書面で明らかにした上で、公訴の提起と同時に、同手続の申立てをしなけ  
47 ればならない。(司)

48 ●公判前整理手続に関する規定は、死刑又は無期若しくは短期 1 年以上の懲役若しくは禁  
49 錮に当たる罪に係る事件にのみ適用される。(司)

- 1 ●公判前整理手続は、受訴裁判所が主宰して行うこととされている。(司)
- 2 ●公判前整理手続は、その後の公判における審理や証拠調べの在り方を決定付けるもので
- 3 あるため、公開の法廷で行わなければならない。(司)
- 4 ●被告人は、事件が公判前整理手続に付されたときは、事件の争点及び証拠を整理するた
- 5 めに公判前整理手続期日に出頭しなければならない、被告人が出頭しないときは、その手
- 6 続を行うことができない。(司)
- 7 ●公判前整理手続においては、被告人に弁護人がなければその手続を行うことができない
- 8 ので、被告人に弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。
- 9 (司)
- 10 ●検察官は、公判前整理手続においては、訴因の変更を請求することはできない。(司)
- 11 ●裁判所は、被告人に弁護人が選任されていなければ、公判前整理手続を行うことができ
- 12 ない。(司)
- 13 ●裁判長は、被告人を出頭させて公判前整理手続をする場合には、被告人が出頭する最初
- 14 の公判前整理手続期日において、まず、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に
- 15 対し陳述を拒むことができる旨を告知しなければならない。(司)
- 16 ●検察官は、事件が公判前整理手続に付されたときは、公判期日において証拠により証明
- 17 しようとする事実を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付し
- 18 なければならない。(司)
- 19 ●公判前整理手続においては、第1回公判期日前であるにもかかわらず、検察官及び弁護
- 20 人は、証拠調べの請求を行うことができ、裁判所も証拠調べをする決定又は証拠調べの
- 21 請求を却下する決定をすることができる。(司)
- 22 ●検察官は、証明予定事実を証明するために取調べを請求した証拠については、速やかに、
- 23 被告人又は弁護人に対し、開示をしなければならない。(司)
- 24 ●検察官が検察官作成に係る被告人の供述録取書の取調べを請求した場合において、司法
- 25 警察員作成に係る被告人の供述録取書であって、検察官作成に係る被告人の供述録取書
- 26 の証明力を判断するために重要かつ必要であると認められ、その重要性及び必要性の程
- 27 度が高いときには、検察官は、速やかに当該供述録取書を開示しなければならない。(司)
- 28 ●被告人又は弁護人は、公判前整理手続において取調べを請求した証拠については、検察
- 29 官から開示の請求がなくても、検察官に対して、開示をしなければならない。(司)
- 30 ●被告人又は弁護人は、検察官から証明予定事実を記載した書面の送付を受け、かつ、開
- 31 示をすべき証拠の開示を受けた場合において、裁判所及び検察官に対し、公判期日にお
- 32 いてすることを予定している事実上及び法律上の主張をし、当該主張が相当であると認
- 33 められるときは、検察官から当該主張に関連する証拠の開示を受けることができる。
- 34 (司)
- 35 ●裁判所は、被告人又は弁護人が開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、検
- 36 察官の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。(司)
- 37 ●公判前整理手続に付された事件において証拠開示をめぐる当事者間の争いが生じた場
- 38 合には、これを裁判所が決定で裁定し、不服のある当事者は、この決定に対して即時抗
- 39 告をすることができる。(司)
- 40 ●公判前整理手続に付された事件については、被告人又は弁護人は、証拠により証明すべ
- 41 き事実その他の事実上及び法律上の主張があるときは、証拠調べのはじめに行われる検
- 42 察官の冒頭陳述に引き続き、これを明らかにしなければならない。(司)
- 43 ●公判前整理手続に付された事件については、検察官及び被告人又は弁護人は、やむを得
- 44 ない事由によって公判前整理手続において請求することができなかったものを除き、当
- 45 該公判前整理手続が終わった後には、証拠調べを請求することができない。(司)
- 46 ●検察官及び被告人又は弁護人は、公判前整理手続が終わった後には、やむを得ない事由
- 47 によって当該公判前整理手続において請求することができなかった証拠のうち、情状に
- 48 関するものに限って、その証拠調べを請求することができる。(司)
- 49

1 ●裁判所は、被告人又は弁護人が、公判前整理手続が終わった後に証拠調べを請求した証  
2 拠のうち、やむを得ない事由によって公判前整理手続において請求することができな  
3 かったと認められるものについては、職権で証拠調べをしなければならない。(司)

4  
5  
6 ■099■ 公判前・期日間整理手続③：問題点

7 ◎立法前に、公判前整理手続につき、さまざまな疑問が提示された（整理手続を創設する  
8 こと自体はほとんどが賛成したが、個々の内容については異論があったのだ）。主要なも  
9 のをみていこう。

10 \*予断排除との関係で、どのような批判があった？

11  
12 ・どのように反論された？

13  
14 ●予断防止の観点から、公判前整理手続は、事件の審判に関与すべき裁判官以外の裁判官  
15 が主宰することとされている。(司)

16  
17 \*手続の効率性・迅速性に関連して、どのような批判がなされた？

18  
19 \*黙秘権との関係で、どのような批判があった？

20  
21  
22 ・どのように反論された？

23  
24  
25 ■100■ 公判前・期日間整理手続④：判例の動向

26 ◎証拠開示の幅をできるだけ狭くしようとする検察官と、拡大しようとする被告人との戦  
27 いが行われてきている。主要な判例を見ておこう。

28 \*証拠開示を否定する理由として、一般的な理由を挙げてよいか？ →判例は？

29  
30 \*検察官の手許にないという理由で、証拠開示を拒否してよいか？ →判例は？

31  
32 \*取調べメモを作成する義務はないから、証拠開示を拒否してよいか？ →判例は？

33  
34 \*個人的なメモだから、証拠開示を拒否してよいか？ →判例は？

35  
36 \*捜査官が自費で購入したノートだから、証拠開示を拒否してよいか？ →判例は？

37  
38  
39 ◎2008年10月に出た最高検通達の内容は？

40